

委員および一般からのご意見

①委員から流域委員会への意見、指摘 (2007/12/27~2008/1/8 第 69 回委員会以降)

平成 19 年 12 月 27 日開催の第 69 回委員会以降、委員からのご意見はありませんでした。

②一般からの流域委員会へのご意見 (2007/12/27~2008/1/8 第 69 回委員会以降)

No.	発言者・所属等	受取日	内 容
921	増田京子氏	08/1/8	「淀川水系流域委員会のみなさまへ」が寄せられました。別紙921-1をご参照下さい。
920	佐川克弘氏	08/1/7	「河川整備計画と大阪府・財政再建団体転落の危機」が寄せられました。別紙920-1をご参照下さい。
919	佐川克弘氏	08/1/7	「河川の水質を改善している大阪市下水道」が寄せられました。別紙919-1をご参照下さい。
918	近藤ゆり子氏	08/1/6	「第69回淀川水系流域委員会を傍聴して感じたこと」が寄せられました。別紙918-1をご参照下さい。
917	関西のダムと水道を 考える会 野村東洋 夫氏	08/1/6	「(丹生ダム・異常渇水対策容量) 「河川管理者失格回答」の意味するもの」が寄せられました。別紙917-1をご参照下さい。
916	関西のダムと水道を 考える会 野村東洋 夫氏	08/1/5	「(異常渇水シミュレーション) 丹生ダムが淀川下流部の「断水」に全く効果が無い理由」が寄せられました。別紙916-1をご参照下さい。
915	関西のダムと水道を 考える会 野村東洋 夫氏	08/1/4	「(異常渇水) 大阪市水道局とのQ&A」が寄せられました。別紙915-1をご参照下さい。
914	佐川克弘氏	07/12/29	「大阪市内河川の魚類生息状況について」が寄せられました。別紙914-1をご参照下さい。
913	関西のダムと水道を 考える会 野村東洋 夫氏	07/12/29	「(川上ダム) 「大阪市の水余り」こそ「アセットマネジメント」を！」が寄せられました。別紙913-1をご参照下さい。
912	NPO 法人伊賀・水と 緑の会 畑中尚氏	07/12/28	「川上ダム建設の目的のひとつ「利水について」」が寄せられました。別紙912-1をご参照下さい。
911	佐川克弘氏	07/12/28	「「説明」になっていない「丹生ダム補足説明」」が寄せられました。別紙911-1をご参照下さい。

淀川水系流域委員会のみなさまへ

08/01/08

私はこの委員会を傍聴し続けてきましたが、今回遅ればせながら河川管理者から出されてくる資料を見るにつけ、ほんとに大戸川ダム、そして川上ダムが必要なかとますます疑問は募るばかりです。今回新聞に掲載された資料や河川管理者の資料などから、大阪府治水に有効であるとされる大戸川ダムが「大阪湾河口より13、2km地点でたったの19cmしか効果がないこと、HWLでも17cmを超えるだけ、それは堤防天端より3mも下」とあり、これに大阪府民の税金を投入する、ということには納得がいきません。これまで余野川ダムの時にも議論をしてきましたが、ダムよりもっと下流で大雨が降った時、このHWLを超える可能性があるでしょう。その時堤防は崩れるのですか？どこでどんな雨が降ろうと住民の生命、財産を守ることが河川管理者の使命ではないのでしょうか。そのためにはまず堤防強化をすることしかないと思います。そして各自治体も「ダムをつくれれば安全」ではなく、身近にある堤防がほんとに大丈夫なのか、河川敷きの利用はこれで良いのかななどをそれこそ河川管理者と一緒に考えるべきです。

今回以上のような考えから、大阪府の考えを確認したいと思っておりましたが、知事選となったため、急遽各立候補予定者に公開質問状を出しました。回答も揃いましたので、参考までにみなさんに資料提供させていただきます。

みなさまの議論に活かしていただければ幸いです。

箕面市坊島 4-11-1

箕面市会議員 増田京子

※ご住所の掲載については増田様の許可を得ております。

公開質問状

2008年1月2日

大阪府知事選挙立候補予定者

様

「淀川水系のダムを考える大阪府民の会」

共同代表 (連絡先) 増田京子 (箕面市坊島 4-11-1)

(連絡先) 小林洋一 (和泉市)

神前進一 (豊中市)

賛同人 佐川克弘 (高槻市)

斎藤朝則 (枚方市)

野村東洋夫 (茨木市)

山敷 恵 (高石市)

水野 静 (豊中市) その他

ダム問題、財政問題を考え府内各地で活動している府民が中心になり、今回「淀川水系のダムを考える大阪府民の会」を立ち上げました。そして、会の活動として別紙の公開質問状を出させて頂きます。

本体着工に向けて進んでいる大戸川ダム、川上ダムの建設目的には合理性のない無駄な巨大公共事業の典型です。年末の新聞報道にもありましたように、大阪府の厳しい財政状況がより明らかになりました。財政再建団体にもなりかねない、という危機が目の前に迫っているのです。

そのためには、これまでの大阪府行政運営の舵を大きく切り替え、透明度の高いものとする必要があります。

このような状況で行われる知事選挙となりました。選挙の多忙さは十分理解しておりますが、年末年始を挟む選挙となった上に、事態の進展が急であったため、ご迷惑をおかけしますが、ぜひ1月6日までにご回答下さい。

私達府民は少しでも多くの情報を得て、一票を投じるその責任を果さなければと考え、質問をさせて頂いています。ぜひ真摯なご回答を頂けますようお願いいたします。

時間が無いためにファックス、メールでの送信お許し下さい。(メール送信は小林洋一から送ります。)

回答もファックス、メールで結構です。よろしく申し上げます。

問い合わせ、返信先(メールは増田か小林どちらでも結構です)

増田京子の連絡先は 事務所 (市民のひろば)

〒562-0041 大阪府箕面市坊島 4-11-1

増田メール hiroba@paw.hi-ho.ne.jp です。

※ご住所およびメールアドレスについては増田様に掲載許可を得ております。

公開質問事項

大阪府知事選挙立候補予定者

様

淀川水系のダムを考える大阪府民の会 08/01/02

ご存知ですか？ ダム建設への大阪府の負担

2007年8月に発表されました「淀川水系河川整備計画原案」では、戦後最大洪水を安全に流下させるには、大戸川ダム(事業者：国交省近畿地方整備局/建設地：滋賀県)、天ヶ瀬ダム再開発(同/建設地：京都府)、川上ダム(事業者：水資源機構/建設地：三重県)の3つのダムが必要とされていますが、これらのダム事業に大阪府が経費の一部を負担していることをご存知でしょうか。

ダムの効果はきわめて小さい

大阪府は昭和9年の室戸台風や昭和25年のジェーン台風などで大きな被害を受けており、治水事業が府民にとって重要なことはいまでもありませんが、大戸川ダムおよび川上ダムの淀川への治水の効果はほとんどありません。

淀川は200年に1度程度発生する可能性のある降雨を対象に河川整備が進められていますが、例えば大戸川ダムの場合、淀川にとって最悪のケースとされる昭和47年の台風20号型の降雨を1.53倍した場合でも、最も危険といわれる河口から13.2km地点(大阪工大グランド付近)で水位を19cm下げる効果しかありません。大戸川ダムがなくても、洪水時の水位は、堤防の高さと比較すると約3mも低いのです(図)。

川上ダムの淀川の水位を下げる効果は同じように小さいものです。

府民の血税は、府民の生命を守るために

大戸川ダムについての大阪府の負担分は当初180億円とされ、すでに150億円が支出されています。今回の見直しで、大阪府負担分は230億円となり、今後少なくとも80億円の負担を求められます。それだけでなく、さらに増える可能性もあります。川上ダムについては当初の850億円が1220億に増額されていますが、自治体負担分は未定です。

もちろん府民の生命を守る治水事業は大変重要であり、今後とも進める必要があります。しかし府民の生命を守るために最優先で行うことは、遠く離れた上流(滋賀県や三重県)にダムを建設することではありません。水が乗り越えると脆く壊れてしまうとされている堤防を補強することです。府民の生命を守るために府民の血税を有効に使って下さい。

「質問事項」

それでもダム事業への負担をされますか？

大阪府知事選に立候補を予定される皆さん、効果が小さい大戸川ダムや川上ダム建設に対して、財政の苦しい大阪府がさらなる負担をすべきと思われますか。お考えをお聞かせください。

大戸川ダムあり・なしの差、わずか19cm

堤防天端→

計画高水位 (H.W.L.)
8.84m

約3.2m

大戸川ダムなし
9.01m

大戸川ダムあり
8.82m

近畿地方整備局の被害想定は、
計画高水位を1mmでも超えれば破堤としている。

300%拡大

— ダムなし水位
— 計画高水位
— ダムあり水位

差は19cm

高水敷高さ↑
普段の水位はこれよりも下

淀川堤防

13.2km

昭和47年台風20号
×1.53倍の洪水

- 水位が計画高水位を超えるのは、33ケースのうち2ケース
(非常にレアケース)
- 計画高水位+17cmなら越水しない。
(堤防の破堤の原因の80%までが越水)
水位は堤防頂上から約3mも下。(堤防補強で対応可能)

淀川水系のダムを考える大阪府民の会 御中

2008年1月5日

明るい民主大阪府政をつくる会
知事選挙予定候補 梅田章二

貴団体からの2008年1月1日付けの公開質問状について下記の通り回答します。

大戸川ダム、川上ダムは、治水上也建設する必要はありません。ダム建設は自治体財政に多大な負担をかけるだけでなく、自然生態系を破壊し、環境悪化をもたらします。

今後の治水対策は、ダム建設ではなく、河川のしゅんせつや、遊水池をつくるなど総合的な治水対策等に対応すべきです。財政の苦しい大阪府としても、これ以上の財政負担はすべきではないと考えます。

以上

平成 20 年 1 月 5 日

淀川水系のダムを考える大阪府民の会

共同代表 増田京子様

公開質問状に対する回答について

平成 20 年 1 月 2 日付けで頂きました公開質問状に対し、下記のとおり回答いたします。

記

「質問事項」

それでもダム事業への負担をされますか？

大阪府知事選に立候補を予定される皆さん、効果が小さい大戸川ダムや川上ダム建設に対して、財政の苦しい大阪府がさらなる負担をすべきと思われますか。お考えをお聞かせください。

朝日新聞に報じられましたとおり、府庁は赤字隠しをしていました。その赤字隠しがなければ財政再建団体になっていたところでは。私は、まずは府庁改革、税金の無駄遣いのストップを行います。これまでの役人の論理、慣例に基づく支出は一切認めません。大阪府は破産の状態であることを府庁に認識させ、全ての補助金、事業を徹底的に見直します。府債の発行を抑え、限られた収入で、どの事業を残すのか徹底的に検証します。このことはダム事業でも全く同じです。ダム事業の効果を徹底的に検証し直し、大阪府が破産状態であることを前提に、どうしてもその事業が必要であり、しかし府債発行を認めず予算が足りないということであれば、職員の給料から財源を捻出してもらいます。私は、府庁に怒っています。民間では、また家計では、収入は決まっており、その収入に合わせて支出をぎりぎりまで削っていきます。やりたくても我慢することが多いのです。一方、府庁は、予算が足りなければ安易に府債発行し、簡単に借金をして将来にツケを回しております。この体質をとにかく変えます。役人が小賢しい論理を振りかざしてくれば、机をけり上げ、ひっくり返してきます。そのためにも、ダム事業に関し、治水・利水の観点から、本当に必要性がないのか、効果はどのようなものなのか、府の負担と比べて費用対効果はどのようなのか、皆さん方から貴重なご意見を賜りたいと思います。事業全般について、0ペースで徹底的に見直し、役人と必要性の議論をする場には、府民にも一般傍聴をしてもらい、役人の論理を徹底的に検証してもらいたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

橋下徹

淀川水系のダムを考える大阪府民の会 御中

質問状への熊谷さだとしの回答です

「府としてはもうダムは必要ないと考えています」

よろしく申し上げます。

2008. 1. 4

佐川克弘

河川整備計画と大阪府・財政再建団体転落の危機

昨年12月30日、31日と2日連続で、朝日新聞が朝刊一面トップに大阪府の財政問題を大きく報じました。委員各位もお読みになったと思いますが、見出しは次の通りでした。

(12月30日)

大阪府「赤字隠し」2600億円

府債返済を先送り 再建団体回避狙う 04～06年度

「不適切だが違法でない」幹部

(12月31日)

大阪府 「赤字隠し」計3500億円に

来年度も継続方針

新知事の判断 焦点に

要は銀行から資金調達した縁故債について満期が来ても全く返さず、全額を借り換えて返済を先送りし、その分を一般会計に繰り入れて赤字を圧縮していたのです。この「赤字隠し」をしなければ、07年度の赤字は1100億円に達し、財政再建団体に転落したであろうと言う。

今般の河川整備計画原案では、川上ダムにしても、大戸川ダムにしても、天ヶ瀬ダム再開発にしても、あるいは丹生ダムにしても、大阪府に「応分の負担」を求めることになっております。問題は、この「応分の負担」が、大阪府の財政再建団体転落の引き金になる可能性がないとは断言できないことです。転落すれば、大阪府の職員の大リストラや府民サービスの低下は免れなくなるでしょう。

ダムの建設を断念すれば、既にここまで来てしまった分は清算しなければなりません。今後の「応分の負担」を無くすことが出来ます。従って河川整備計画原案の検討は、大阪府（私も大阪府民の一人です。）を財政再建団体に転落させても、大阪府民にとって、他に変わりがたい案なのかどうか「説明責任」が問われることになると考えます。

貴委員会の徹底的審議を期待しております。

以上

2008. 1. 4

佐川克弘

河川の水質を改善している大阪市下水道

異常渇水対策シュミレーションにおいて河川管理者は、根拠も示さずに維持用水のS59実績（大川で20m³/s削減）を提示していません。そればかりか野村東洋夫氏の提案に「きちんと」回答していないことは、ご存じの通りです。

さて野村氏によれば、S59渇水において解散した大阪臨海・工業用水の取水が出来なくなった以外に何ら支障を来さなかった、つまり魚類は（BODの上昇、DOの減少、塩分濃度の上昇など、維持用水削減のために）壊死しなかったようです。緻密な野村氏は、図書館で当時の朝日新聞を1枚1枚閲覧し、上記の大阪臨海以外に何らの報道が無かったことを確認しているのです。（魚が大量に壊死したら、新聞報道されるでしょう。）

ところで大阪市内の河川で、水質が環境基準に適合していないのは寝屋川水系です。大阪市内の下水道整備がH18. 3. 31現在99. 9%なのに、上流域（柏原市、八尾市など）の下水道整備が遅れているからです。例えば平野川・中竹洲橋付近のBODは13mg/L（H17年度年平均）と、環境基準8mg/Lに適合していないようです。※

この平野川や平野川分水路の水質改善に役立っているのが、大阪市平野下水処理場の3次処理水で、そのBODは4. 9mg/L（H17年度）です。

S59当時の大阪市内河川の水質データは手元にありませんが、現時点でS59よりも改善されていることは間違いないでしょう。別途お願いした大川の維持用水削減の影響をご検討する際（「大阪市内河川の魚類生息状況について」）参考にさせていただきたくお願い致します。

以上

※大川、堂島川、土佐堀川、道頓堀川、木津川、尻無川、安治川は、全て環境基準をクリアしていますが、さらなる水質改善が期待されることは言うまでもありません。しかしこの課題は、異常渇水対策とは切り離して検討を続けるべき課題ではないでしょうか。また、河川維持用水をこのまま大川60m³/sでよいのかどうか、大川の流量を若干減らしても、その一部を新淀川に振り向けてもよいのではないかと、についても検討していただければ幸いです。（流域委員会で検討できなければ、淀川環境委員会で検討してもらうのも一案だと考えます。）

第69回淀川水系流域委員会を傍聴して感じたこと

2008年1月6日

近藤ゆり子

木曽川水系揖斐川流域住民

「徳山ダム建設中止を求める会」事務局長

〒503-0875 岐阜県大垣市田町1-20-1

約1年ぶりに淀川水系流域委員会を傍聴しました。何回か傍聴申し込みをしましたが、足を運ぶことができないでいました。第Ⅲ期に入ってから初めの傍聴です。

さまざまな感想がありますが、一番強く感じたことを、まさに「感想」として述べます。

「川上ダム」が議題でした。

T委員(京大防災研究所)は「移転された方々の心のケア」云々という発言をなさいました。「ダム建設を中止すると移転された方々の心が傷つくから中止は難しい。中止すべきではない」というベクトルの発言と感じました。

今、試験湛水で水底に沈みつつある徳山村を見続けて来た者として心底腹立たしく思いました。

マスコミや行政に対しては、「苦渋の選択をした人」ほど、「一刻も早い完成を願う」と言うのです。そこにどんな心の痛みと屈折があるか。本当の意味で「苦渋の選択で移転した人」と向き合ったことがあれば、「苦渋の選択で移転した人はダムの早期完成を願っている」といったステレオタイプの意見は言えないはずで

1995年暮れ、建設省の「中止を含めて見直す」という徳山ダム建設事業審議委員会の立ち上げを機に(おびき出されて、というべきか?)、私たちは「徳山ダム建設中止を求める会」を立ち上げました。

地方都市です。大垣市長が率先して推進する徳山ダムの建設中止の声を上げることは、周囲に奇異の目で見られるだけではありません、大垣市は行政として嫌がらせを行ってきました(提訴し、勝ちました)。しかしこうしたことは別に苦痛ではありません。

「徳山ダム建設中止を求める会」を立ち上げにあたって、私たちが一番逡巡したのは旧徳山村住民の気持ちのことでした。460余世帯がすべて移転補償に応じ、徳山村は1987年3月に廃村となっていました。もう元からあった家は全村で数軒しかない、ほとんどの家が取り壊されていました。私たちの声は「遅すぎた(中止を求める)声」なのです。

旧徳山村住民からは罵倒されることになるだろうと予測できました。「罵倒されても逃げない」、立ち上げたからにはその覚悟はしました。集団移転地などにも頻繁に足を運び、いろいろな方と接し、話をしました(その働きかけをやったことで、土地トラストの権利取得ができました)。

そうした経緯を経て「ステレオタイプ発言=『苦渋の選択で移転した旧村民はダムの早期完成を願っている』というのを垂れ流す行政や学者は、傲慢なのか怠惰なのか、本当のことを知ろうとしていない(でなければ意図的な嘘を言っている)」と断言できます。

「故郷を水没させるという大事にあたって慎重に補償交渉を進めるべきだ」とした人も、最終的には補償交渉に応じて移転しました。私たちが立ち上がったときには、表向き「ダム反対」を口にする旧村民はいなかったのです。

しかし、「ダム」を積極的に容認し早期の補償交渉妥結に動いた人も、単純に「ダム推進派」ではありませんでした。「下流住民のためだ、ということで苦渋の選択で故郷を離れた。今頃になってダムを中

止するなどとは許せない。ダムは早期完成を願っている」とマスコミの前や公の席で繰り返し述べていた人の中に、水面下で私たちを何かと助けて下さった方もおられました。「推進」を掲げた人も、「慎重（反対に繋がる）」を唱えた人も、先祖伝来の土地を手放すに至る胸中には、その表面的言辞ではとらえられない複雑なものがあるのです。

今、徳山ダムは試験湛水中であり、(元々湛水線以上にある一集落跡を除き)村落跡は水没しました。試験湛水が始まり、集落が水没してから、旧徳山村幹部として補償交渉の窓口を務めた方が、事業者らを訴えています—「約束が破られた」と無念の思いを込めて。(「地方の時代」映像グランプリを受賞した東海TV制作「約束～日本一のダムの奪うもの～」をご覧ください)

徳山村を承継した藤橋村(現・揖斐川町)幹部でダム対策にあたった方も、07年暮れに事業者を提訴しています。

これらの方々は、行政マンとして徳山ダム問題に向き合ってきたのです。決して「ダム反対運動」をしてきたわけではありません。こうした方をして「裏切られた。約束を反故にされた」と感じるようなことを、国・事業者(水機構)は行い続けてきたのです。

ダムが完成しようと中止になろうと、かけがえのない故郷を奪われたしまったという心の痛みは「ケア」などしようもないのです。

川上ダムを中止としたとき、移転住民に「精神補償」を行うことに、私は反対しません(「前例がない。不公平だ」という意見は多々噴出するでしょうけど)。それは「ダムを作ったら安らかであったろうに、中止することになったから申し訳ない」という意味ではありません。作る必然性がないからこそ長らくダムは出来なかった…必然性のない「ダム」によって、それぞれの方の人生を翻弄してしまったことへの謝罪は必要だと考えるからです。

淀川水系流域委員会委員の皆様、そして河川管理者側の方々、事業者(水資源機構)の方々に訴えます。

「苦渋の選択で移転した人はダムの早期完成を願っている」といったステレオタイプの意見を「川上ダムは中止できない」理由に使わないで下さい。それは人が belong to する土地(歴史・暮らし・風土)を知ろうとしない浮薄な議論です。他人の「気持ち」を慮る素振りで自らの責任を逃れる狡猾な手だと非難されても仕方のないやり方です。

水資源機構ダム(=水資源開発ダム)川上ダムは要らない。丹生ダムも要らない。

水資源開発事業として建設された長良川河口堰、そして徳山ダムが要らないのと同様に。

PS:全く偶然ですが、「徳山ダム建設中止を求める会」を立ち上げの数年前のある晩秋の日曜日に、丹生ダムで集落ごと移転した驚見での離村式に遭遇してしまいました。

大垣から揖斐川を遡り、もう本郷地区にも数軒しか家は残っていない、そんな旧徳山村を抜け、高倉(こうくら)峠から今庄に行きました。いつもは北国街道を椿坂峠へと抜けるのに、その日は気まぐれで中河内から高時川上流に入りました。いくつかの家の痕跡…「水資源開発公団」の看板を見て驚きました。「徳山ダムで終わりかと思ったら、まだ他にも水資源開発ダムを作ろうというのか?!」

後から思うとこれもまた「運命」だったのかな、などと……

淀川水系流域委員会殿

(丹生ダム・異常渇水対策容量)

「河川管理者失格回答」の意味するもの

平成20年1月6日

「関西のダムと水道を考える会」

(代表) 野村東洋夫

私達は河川管理者に次の質問をしました(受付番号1438)。

“私達も河川環境を大事にすべきとは勿論考えておりますが、ただこのシミュレーションの対象は60年確率の異常渇水ですから、このような非常事態においては「人間優先」とせざるを得ず、河川水の使用優先順位は次のようにすべきと考えますが、如何でしょうか？

1) 上水 2) 工水・農水 3) 維持用水 ”

これに対する河川管理者の回答は次の通りです。(アンダーラインは当会)

“既往最大渇水というのは、結果として既往最大であったことが分かるのであり、渇水の初期あるいは渇水が進行する過程で、その渇水が既往最大規模の渇水となるので普通の渇水とは異なる非常事態として対応する、ということが出来るものではありません。

ご質問の「上水」は日常生活に、「工水・農水」は社会経済活動に、「維持用水」は生態系維持等の河川の機能のために、それぞれ必要なものです。上記のような状況において、使用に優先順位をつけることはできないと思われま

この回答は私達の質問に正面から答えていません。額面通りに受け取るなら、「河川管理者失格」と言うべきシロモノです。

問題は、彼らが敢えてこのようなナンセンスな回答をしてまで守ろうとしているものが何かですが、それが「維持流量カット」であることは明らかです。即ち、異常渇水において昭和59年～60年渇水レベルの維持流量カットをもし認めれば、彼等のシミュレーションにおける琵琶湖水位低下がBSL-1.4m程度で止ってしまうからであり、私達の意見書(No.889)が指摘するように、彼らが丹生ダム異常渇水対策容量の論拠を失うからです。

これからの委員会において「維持流量」問題が充分審議されることを私達は強く要望します。

(以上)

淀川水系流域委員会殿

(異常渇水シミュレーション)

丹生ダムが淀川下流部の「断水」に全く効果が無い理由

平成20年1月5日

「関西のダムと水道を考える会」

(代表) 野村東洋夫

[要旨]

1) 60年確率の異常渇水の際、大阪市など淀川下流部における時間断水が仮に避けられないとしても、それなら丹生ダムに異常渇水対策容量を確保すればこれが回避出来るのかと言えば、実はそうでは無いことが他にもない河川管理者の提示したシミュレーションで明らかです。

即ち、淀川下流部の水道事業者にとって問題なのは琵琶湖水位ではなく取水制限の方であり、特に20%取水制限であって、大阪市水道局も10%取水制限なら減圧給水さえ必要ないが、20%の場合は深夜の断水が避けられないと言っている訳です。

では丹生ダムに異常渇水対策容量を確保すれば20%取水制限の日数が大幅に減少するのでしょうか？ 第65回委員会で河川管理者が示した審議資料2-3-2の中の「検討ケース(2)」(丹生ダム無し)と「検討ケース(4)」(丹生ダム有り)を比べると明らかのように、両者の20%取水制限日数は全く同じ「179日間」です。

2) つまり丹生ダムの異常渇水対策容量は琵琶湖の水位低下抑制には一定の効果があっても、淀川下流部の断水には無関係ということであって、むしろ「琵琶湖水位低下対策容量」とでも呼ぶべきシロモノです。

2) 貴委員会はこの問題について、この際、大阪市など淀川下流部の水道事業者から直接その意見を聞く必要があります。

。。。。

(受付番号1437)において私達は河川管理者に次のように質問しました。

“流域委員会での貴局(以下：河川管理者と言う)のご回答によれば、この異常渇水シミュレーションは60年確率の渇水を対象としたものとのことです。そこで先ず「取水制限」についてお聞きしたいのですが、私達は通常の10年確率の渇水なら兎も角も、超過渇水である60年確率の渇水となれば、これは文字通りの異常渇水であり、人生に一度あるかどうかの非常事態ですから、大阪市など淀川下流の上水道について、深夜の断水など一日のある時間帯に限定した断水が実施される日が発生しても止むを得ないと考えますが、この点についての河川管理者の見解をお示し下さい。

※私達が大阪市水道局から得た回答によれば、第65回委員会(審議資料2-3-2)で示された「検討ケース(2)」の取水制限の場合がこれに当たると考えられます。”

これに対する河川管理者の回答は次の通りです。

“断水は、それが夜間のみのものであっても、入浴、炊事、洗濯等の時間変更、水の持ち運び作業、夜間のトイレの制約等、市民生活への影響は極めて大きく、とりわけ高齢者や病人等の弱者にとっては大きな負担となると考えられます。また企業等の社会活動にも大きな影響を与えることとなります。淀川の濁水はこのような状況が数ヶ月の長期に及び、その影響範囲も広範に及びます。このため、既往最大規模の濁水であっても、断水をともなうような濁水被害は最小限にとどめる必要があると考えています”

断水が一体どの程度のものなのか、仮に深夜の断水としてもそれが何日くらい発生するのか、などを私達は現在、大阪市に問い合わせしている所ですが（→当会意見書「（異常濁水）大阪市水道局とのQ&A」参照）、仮にそれが河川管理者の回答にあるような大きなものであったとしても、では丹生ダムに濁水対策容量を確保することが本当に断水に有効なのでしょう。答えは「NO」です。何故なら丹生ダムが有っても無くても20%取水制限日数は全く同じ「179日間」であるからです。

第65回委員会・審議資料2-3-2の「検討ケース（4）」（スライドNo.15,16）において（→添付「資料1」）、河川管理者は丹生ダムに4050万m³の異常濁水対策容量を確保すれば、これを確保しない「検討ケース（2）」の場合と比べ、琵琶湖最低水位は6cm上がってBSL-1.49mとなり、利用低水位を下回らないとしています。成る程、それはそうかも知れませんが、しかしこの「検討ケース（4）」をよく見れば20%取水制限日数は「179日間」とありますから、これは「検討ケース（2）」の場合と全く同じです（→添付「資料2」）。

私達の質問に対する大阪市水道局の回答でも分かるように、淀川下流部の給水制限に直接関係するのは「取水制限」であって「琵琶湖水位」ではありません。平成6年大濁水の例を見ても、水道事業者は「琵琶湖淀川濁水対策会議」からの取水制限命令を受けることで給水制限措置を取る訳です。特に市民に対する影響は「20%取水制限」が大きく、この場合に減圧給水や時間断水といった強い給水制限に入ることになるのですから、上記2つのケースにおいて「20%取水制限日数」が同じということは、取りも直さず、丹生ダムが有っても無くても断水などの給水制限は同じように発生することを意味します。

このように、河川管理者は私達の質問への回答では「断水は避けるべき」としながら、実質上は琵琶湖最低水位が利用低水位を下回らないことだけを企図していることは明らかであり、「異常濁水対策容量」と言うより「琵琶湖水位低下対策容量」とでも呼ぶべきですが、しかしこれなら既に琵琶湖開発事業で施された「補償対策水位」があるのですから、この容量は正に「屋上屋を重ねる」の愚以外の何物でもありません。

以上のことから分かるように、この問題をこれ以上、河川管理者と議論することには余り

意味があるとは思えません。しかし流域委員会として「異常渇水」について確かな議論を行って置くことは必要なことですから、この際、大阪市など実際に市民への給水に携わっている水道事業体の意見を委員会が直接聞くことが重要と思われます。

(以上)

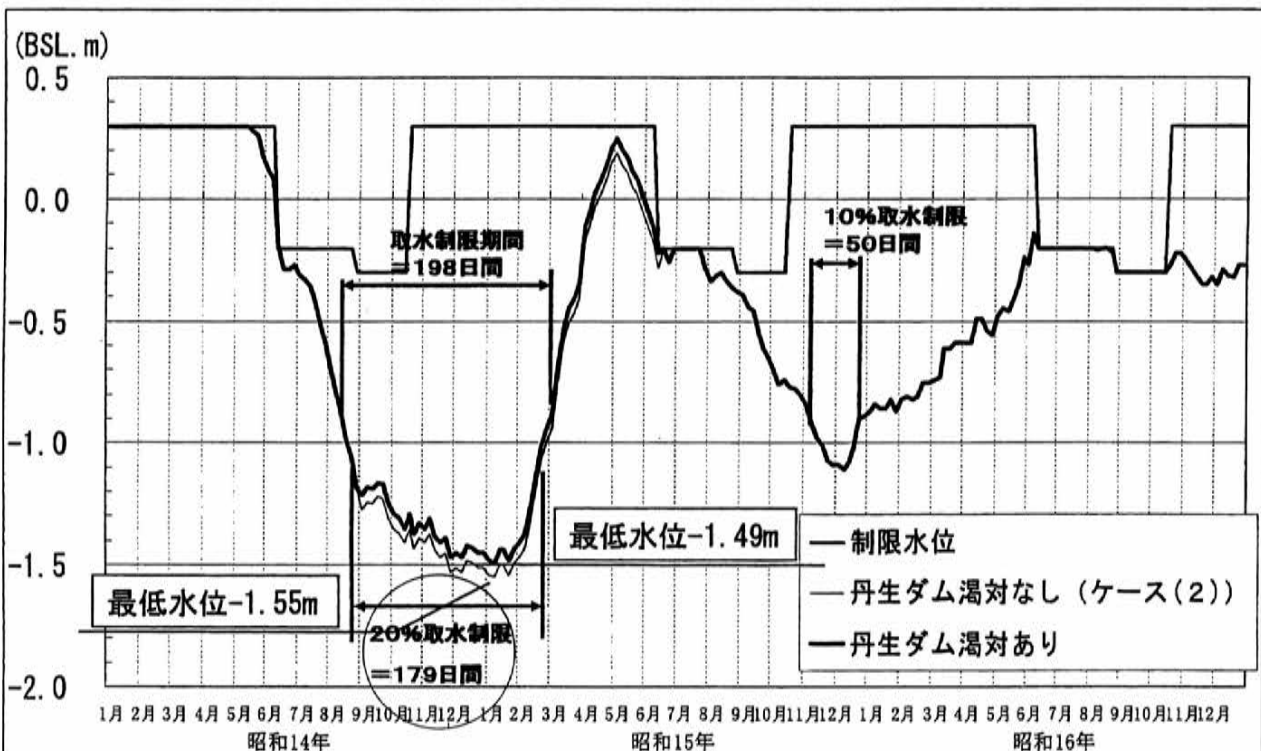
● 検討ケース(4)

検討ケース(2)において、異常渇水対策容量が確保されているとした場合のケース

異常渇水対策容量が丹生ダムに4,050万m³確保されているとし、琵琶湖水位が-1.2m(過去最低であったH6渇水時水位の-1.23mと同程度と仮定)まで低下した時点より、琵琶湖水位低下を抑制するため、丹生ダムから補給するとしたケース

(丹生ダム有り)

検討ケース(4) ケース(2)において、異常渇水対策容量が丹生ダムにおいて4,050万m³確保されているとし、琵琶湖水位が-1.2mまで低下した時点より丹生ダムから補給するとしたケース



● 検討ケース(2)

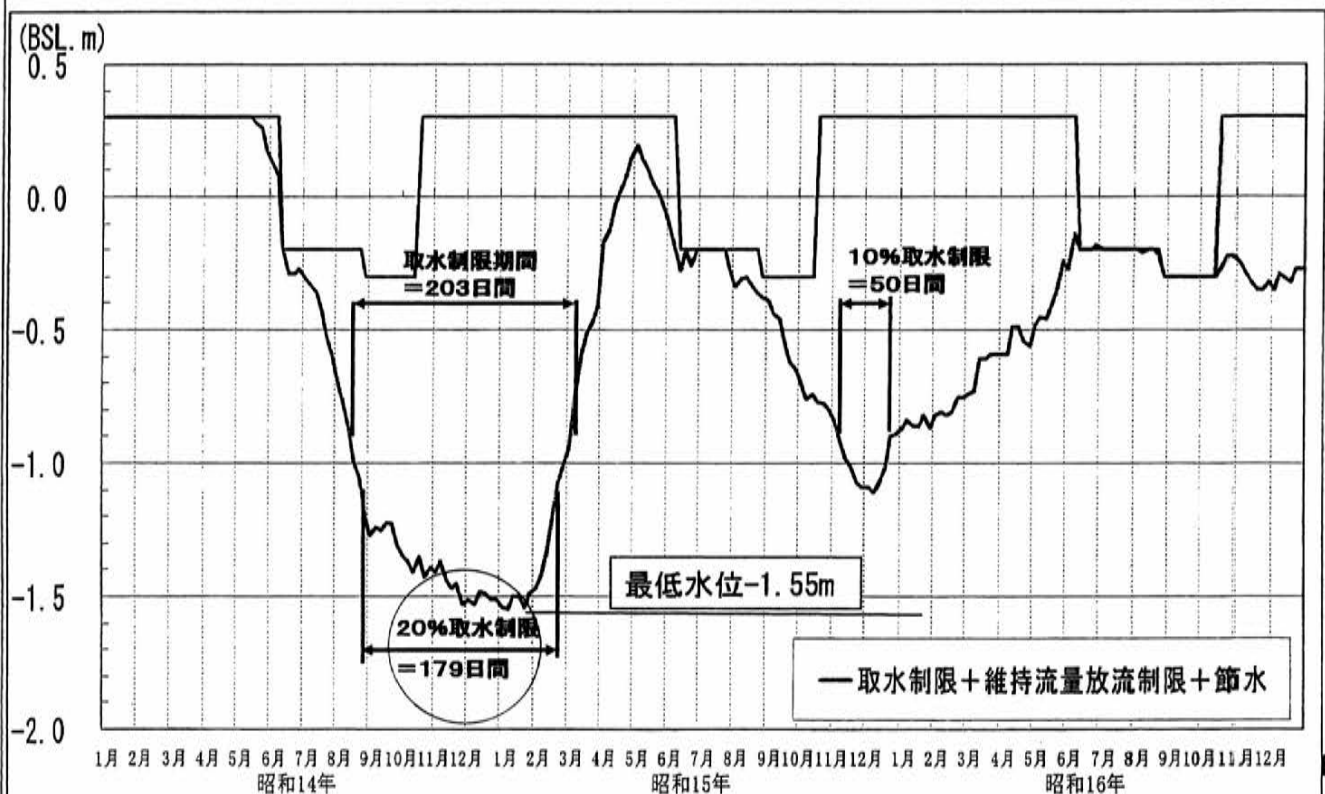
検討ケース(1)において、取水制限の基準を以下としたケース
 (前回)年最大取水量 → (今回)月別最大取水量

※年最大取水量を取水制限の基準とすると、取水制限の時期によっては、取水制限の効果が十分に現れないため、月最大取水量を取水制限の基準とした場合について試算。

※実際の渇水時にはその月の最大取水量は判らないため、淀川におけるこれまでの取水制限においては、過去5ヶ年程度、当該月を含む前3ヶ月程度の取水実績をもと取水制限の基準を設定しており、今回の試算は、実際よりも厳しい条件。

(丹生がし 無し)

検討ケース(2) ケース(1)において、取水制限の基準を
 (前回)年最大取水量 → (今回)月別最大取水量



淀川水系流域委員会殿

(異常渇水) 大阪市水道局とのQ&A

平成20年1月4日

「関西のダムと水道を考える会」

(代表) 野村東洋夫

私達は河川管理者が提示する異常渇水シミュレーションについて、「このような大渇水が生じた時に、果たして給水制限はどのようなものとなるのか?」との疑問を持ちましたので、淀川下流部で最大の水道事業者である大阪市(水道局)に対して質問をしました。

※淀川で最大の取水者は「大阪府営水道」ですが、ここは大阪市のようにユーザーに直接給水するのではなく、堺市など大阪府下の市町村に供給する、いわば「浄水の卸業者」です。またここから受水する市町村の多くは自己水源も併せ持っているため、淀川での取水制限が必ずしもストレートに給水制限に直結しません。この点、大阪市は水源を100%淀川に頼っており、しかも市民への直接供給者ですので、私達はここが異常渇水の際の給水制限を検討するのに最も適した事業者と考えました。

私達の質問は河川管理者の提示したシミュレーション「検討ケース(2)」に沿ったもので、昭和14年～16年渇水をベースに、平成13年度取水実績での検討を求めるという具体的なものだったのですが、大阪市水道局の回答は必ずしも具体的なものでは無かったため、Q&Aを数回繰り返すこととなりました。その遣り取りの全容を別添資料でご紹介します。ご一読下さい。(アンダーラインは当会)

なお、同局からのこれまでの回答がいずれも、私達の期待する明確なものではなかったのですが、同局の意図するところを私達なりに汲めば、“20%取水制限の179日間の殆どの日において深夜の時間断水が必要”と言おうとしているようです(→12月20日付「再々々質問」の「質問1」)。

しかし私達はこの点に疑問を持っています。何故なら、琵琶湖水位が過去最低のBSL-123cmを記録した平成6年大渇水の際、取水制限期間は「検討ケース(2)」ほど長期間では無かったとは言え、やはり「20%取水制限」が実施されたにも拘らず、大阪市では時間断水は皆無で、減圧給水が行われただけという極めて軽微な給水制限で終わっていることです。

私達の(再々々質問)の「質問2」では、この点についての説明を求めているのですが、水道局からの回答は延び延びとなり、今日現在でも未だ頂いておりません。

(初回の質問)

大阪市水道局殿

近畿地方整備局「取水制限」についての質問

平成19年11月15日

「関西のダムと水道を考える会」

(代表) 野村東洋夫

ご承知かと思いますが、国土交通省近畿地方整備局は今年10月23日の第65回淀川水系流域委員会において、丹生ダムの異常渇水対策容量の必要性を示す資料を説明しました(審議資料2-3-2)。この中では複数の異常渇水シミュレーションを提示しているのですが、この中の「検討ケース(2)」(スライドNo.9, 10)においては、シミュレーションの前提条件としての「取水制限」について、平成13年度の「月最大取水量」を基準に次のように設定しています。

琵琶湖水位 BSL-90cm~-110cm → 10%制限
BSL-110cm~ → 20%制限

そこで貴局にお尋ねしたいのですが、平成13年度にもし実際にこの取水制限を実施していた場合、大阪市の水道(上水)がどのような状況になっていたでしょうか。時間給水に至ったでしょうか、或いは減圧給水は避けられなかったでしょうか。その場合の実施時間、実施エリアなど、なるべく具体的にお答え頂きたく、お願い致します。

(ご多用中恐れ入りますが、11月22日までにご回答願います)

平成19年11月15日

「関西のダムと水道を考える会」

(代表) 野村東洋夫

(初回の質問に対する回答)

平成 19 年 11 月 22 日

「関西のダムと水道を考える会」

(代 表) 野村 東洋夫 様

大阪市水道局

平素は大阪市水道事業にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、野村様からのご質問につきまして、次のとおり回答させていただきます。

ご質問の内容につきまして、平成 13 年度の月最大取水量を基準として、平成 13 年度の実績取水量に対して取水制限が実施されるという「検討ケース (2)」の想定条件で検討いたしますと、取水制限が実施されなかった平成 13 年度における毎月の取水量は需要に見合った量を取水しておりますので、上記想定条件に基づき、取水制限 (淀川水系流域委員会第 65 回委員会審議資料 2-3-2、スライド No. 10) が実施されますと、10%取水制限時には市内給水量に対しまして、平均で約 2%、最大では約 9%の不足が、20%取水制限時には同じく平均で約 13%、最大では約 20%という大幅な不足が生じることとなります。

20%取水制限への対応方法ですが、過去の渇水における実績と比較いたしましても不足する量が大きいため、当局の持つ浄配水池のストック機能を生かした対応 (需要の少ない土日に、需要の多い平日に不足する水量を浄配水池に貯水し、平日にその浄配水池に貯水したストック機能を用いて給水する。) や減圧給水では対応しきれないため、時間給水を行わざるを得ないのではないかと想定されました。

なお、これまでに発生した渇水 (平成 6 年、平成 12 年、平成 14 年) におきましては、取水制限が 10%程度の場合は節水 PR や当局の持つストック機能を活かした対応を実施しましたが、取水制限が 20%に強化されると、大口需要者へのバルブ制限や減圧給水等を行うことにより対応してまいりました。

今後、渇水が発生した場合につきましても、お客さまである市民の方々にできる限り影響を及ぼさないよう努力してまいりたいと考えております。

【本件に関するご質問・お問合せの連絡先】

大阪市水道局 工務部 計画担当

(電話：06-6616-5514)

(再質問)

大阪市水道局殿

ご回答有難うございました。

概要は理解出来ましたが、20%取水制限の際には「時間給水」も避けられないとのことですので、この部分をもう少し具体的に、下記のような形で示して頂きたいと思います。

(参考例)

平成13年度の大阪市上水の実績値から見て、各月の最大取水量の20%取水制限により減圧給水だけでは対応し切れず、時間給水(断水)が必要となると推定されるのは

9月	()	日から	()	日までの	()	日間
						断水対象地域(大阪市全域)
						断水するのは概ね()時から()時
10月	()	日から	()	日までの	()	日間
						断水対象地域()
						断水するのは概ね()時から()時

※ 11月～2月についても同様にお示し願います

※ご多用中恐れ入りますが、12月3日までに回答願います。

平成19年11月26日

「関西のダムと水道を考える会」
(代表) 野村東洋夫

(再質問に対する回答)

平成 19 年 12 月 7 日

「関西のダムと水道を考える会」
 (代表) 野村 東洋夫 様

大阪市水道局

平素は大阪市水道事業にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
 さて、野村様からのご意見につきまして、次のとおり回答させていただきます。

渇水時の対応は、一般に取水制限の強化の程度に応じて、次の段階的な措置が講じられます。

- 第1段階：節水PR
- 第2段階：節水PRの強化と浄配水池の運用（追加措置）
- 第3段階：多量使用者へのバルブ制限（追加措置）
- 第4段階：減圧給水（追加措置）
- 第5段階：時間給水（追加措置）

ご質問の想定条件におきましては、不足水量約 30 万 m^3 /日が発生すると見込まれるところとなり、これを補うため、第4段階まで実施しても、10.5 万 m^3 /日程度の不足が生じることとなるため、時間給水を行わざるを得ないものと判断されます。

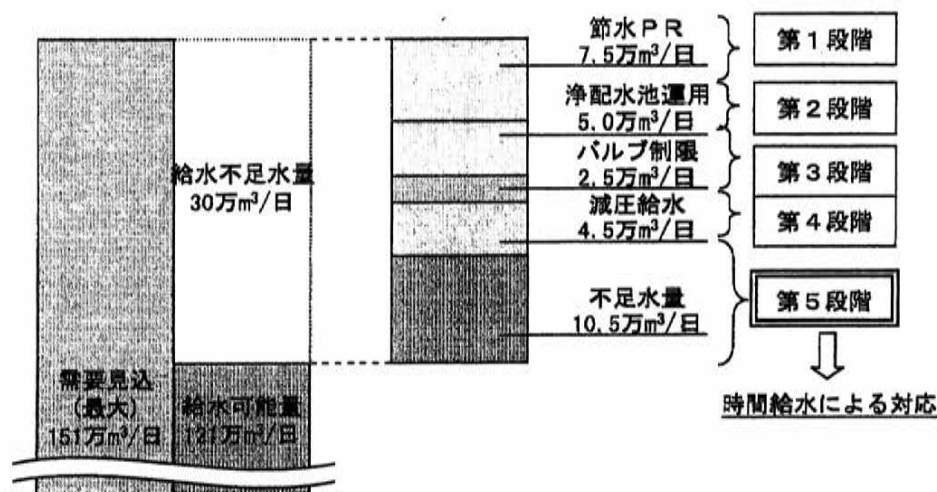


図 9月の取水制限における簡易なシミュレーション

この不足水量 10.5 万 m^3 /日を時間給水で補うことを前提に、必要となる断水時間について簡易なシミュレーションを行いましたところ、20%取水制限が実施される 179 日間において、深夜の時間帯（23時から翌5時まで）を対象に時間断水を行う必要があると想定されました。

これは、あくまでも簡易で粗い試算結果であり、実際には、よりきめ細かなシミュレーションにより、さらに厳しい対応になることも考えられますことを申し添えます。

大阪市水道局殿 (再々質問)

平成19年12月7日付の回答を拝見しました。取水制限の際の段階的措置の説明まで入れて頂いているのは結構なのですが、しかし結論的に

“20%取水制限が実施される179日間において、深夜の時間帯(23時から翌5時まで)を対象に時間断水を行う必要がある”

と記述されていることについては違和感を禁じ得ません。

この表現ですと、あたかも179日間、毎晩、時間断水を行う必要があるかの如き印象を与えてしまうからです。 今回のシミュレーションの条件は、平成13年度の8月から2月までについて、各月の最大取水量の20%カットなのですから、それぞれの月においてこの影響を大きく受け、上記の時間断水が必要な日もある一方、その影響が少なく、時間断水まで行う必要の無い日々もある筈です。

例えば平成14年1月の場合を見てみますと、「大阪市水道局事業年報」によれば、この月の1日最大取水量は1,485,100m³、1日最小取水量は1,090,300m³とありますから、

$$1,485,100\text{m}^3 \times 0.8 = 1,188,080\text{m}^3 > 1,090,300\text{m}^3$$

つまり、この月の場合、20%カットで全く影響を受けない日々が存在することになります。私達が平成19年11月26日付の再質問において敢えて(参考例)をお示したのはこの理由からです。

シミュレーションは所詮シミュレーションであり、過度の厳密性を求めることには無理があることは承知しておりますが、12月7日付のご回答では無用の誤解を生む恐れがあることをご理解頂きまして、12月~~4~~¹⁴日までに再度、ご回答下さいますようお願いいたします。

平成19年12月10日

「関西のダムと水道を考える会」

(代表) 野村東洋夫

(追伸)

「大阪市水道局事業年報」に掲載されているのは、各月の「1日最大取水量」「1日最小取水量」「1日平均取水量」の3つの数値だけですが、この際、平成13年度(365日)の1日毎の取水量を知りたいと思いますので、お手数ですがこの資料も提示願います。

(再々質問に対する回答)

平成 19 年 12 月 日

「関西のダムと水道を考える会」

(代 表) 野村 東洋夫 様

大阪市水道局

平素は大阪市水道事業にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、野村様からのご意見につきまして、次のとおり回答させていただきます。

ご指摘の主旨は、我々が当初想定した時間給水が、実際には結果として必要でなかった日があったのではないかということでございます。

そもそも我々が行う渇水対策は、水運用において失敗の許されない水道事業のリスク管理を大前提として、その時々の取水制限と当面する需要水量の動向を総合的に勘案した事前対策であり、万一、需要水量が供給可能水量を大幅に超えて、いわゆるヤミ取水の状況になったり、ポンプのカラ引きといった最悪の事態に陥ったりすることのないよう、一定の安全率を見込みながら実施するものでございます。

したがって、取水制限が実施されている期間中におきまして、例えば、平日の数日間など、非定常な形で時間給水の必要のなかった日がありましても、そのまま時間給水を解除しない場合もございまして、逆に、1週間連続など、定常的に時間給水の必要がないと判断された場合には、時間給水を緩和する措置を講じることもあるものと考えております。

結果として、実際に行った時間給水の程度が厳しすぎたのかどうかということにつきましては、週間の需要変動パターンを見ながら現実的な対応の中で判断・評価されていくことになろうかと存じますが、今回の検討につきましては、あくまでも安全側を重視した机上のシミュレーション結果としてお示ししたということをご理解賜りたいと考えております。

また、平成 13 年度の 1 日毎の取水量につきましても、別途添付いたします。

【本件に関するご質問・お問合せの連絡先】

大阪市水道局 工務部 計画担当

(電話：06-6616-5514)

平成13年度 1日取水量(m³/日)

日付	取水量	日付	取水量	日付	取水量	日付	取水量	日付	取水量	日付	取水量
4月1日	1,364,300	5月1日	1,451,200	6月1日	1,540,800	7月1日	1,513,600	8月1日	1,732,300	9月1日	1,522,100
4月2日	1,466,400	5月2日	1,364,500	6月2日	1,464,500	7月2日	1,675,100	8月2日	1,760,700	9月2日	1,459,300
4月3日	1,416,700	5月3日	1,312,800	6月3日	1,418,900	7月3日	1,709,300	8月3日	1,711,900	9月3日	1,508,400
4月4日	1,449,500	5月4日	1,307,600	6月4日	1,542,500	7月4日	1,734,400	8月4日	1,639,100	9月4日	1,541,500
4月5日	1,479,100	5月5日	1,256,300	6月5日	1,496,700	7月5日	1,721,500	8月5日	1,535,500	9月5日	1,724,600
4月6日	1,468,800	5月6日	1,361,800	6月6日	1,461,700	7月6日	1,592,200	8月6日	1,635,200	9月6日	1,510,900
4月7日	1,399,800	5月7日	1,478,100	6月7日	1,565,800	7月7日	1,566,900	8月7日	1,739,700	9月7日	1,471,900
4月8日	1,380,400	5月8日	1,449,700	6月8日	1,533,700	7月8日	1,518,600	8月8日	1,648,400	9月8日	1,538,400
4月9日	1,455,400	5月9日	1,550,200	6月9日	1,494,800	7月9日	1,651,200	8月9日	1,693,700	9月9日	1,466,900
4月10日	1,495,800	5月10日	1,527,100	6月10日	1,401,600	7月10日	1,692,000	8月10日	1,657,300	9月10日	1,460,200
4月11日	1,504,500	5月11日	1,500,500	6月11日	1,544,700	7月11日	1,704,100	8月11日	1,520,800	9月11日	1,580,700
4月12日	1,409,400	5月12日	1,447,600	6月12日	1,584,300	7月12日	1,720,700	8月12日	1,443,400	9月12日	1,580,800
4月13日	1,475,800	5月13日	1,395,200	6月13日	1,580,700	7月13日	1,714,400	8月13日	1,423,700	9月13日	1,576,100
4月14日	1,362,500	5月14日	1,499,500	6月14日	1,462,100	7月14日	1,598,100	8月14日	1,482,900	9月14日	1,556,000
4月15日	1,388,000	5月15日	1,530,900	6月15日	1,513,400	7月15日	1,558,700	8月15日	1,505,900	9月15日	1,423,900
4月16日	1,467,900	5月16日	1,550,300	6月16日	1,497,000	7月16日	1,539,300	8月16日	1,577,100	9月16日	1,399,600
4月17日	1,504,900	5月17日	1,543,700	6月17日	1,455,200	7月17日	1,695,300	8月17日	1,588,900	9月17日	1,564,200
4月18日	1,459,100	5月18日	1,535,400	6月18日	1,576,500	7月18日	1,659,400	8月18日	1,532,100	9月18日	1,599,700
4月19日	1,523,800	5月19日	1,473,000	6月19日	1,561,700	7月19日	1,696,100	8月19日	1,471,300	9月19日	1,559,900
4月20日	1,502,800	5月20日	1,428,400	6月20日	1,578,900	7月20日	1,524,800	8月20日	1,538,500	9月20日	1,571,700
4月21日	1,320,000	5月21日	1,471,800	6月21日	1,529,700	7月21日	1,580,100	8月21日	1,457,700	9月21日	1,515,200
4月22日	1,392,500	5月22日	1,499,800	6月22日	1,536,200	7月22日	1,538,300	8月22日	1,549,000	9月22日	1,442,400
4月23日	1,472,400	5月23日	1,444,400	6月23日	1,389,500	7月23日	1,696,700	8月23日	1,622,000	9月23日	1,395,700
4月24日	1,390,400	5月24日	1,479,100	6月24日	1,468,500	7月24日	1,795,400	8月24日	1,628,000	9月24日	1,407,600
4月25日	1,511,400	5月25日	1,554,800	6月25日	1,695,900	7月25日	1,704,700	8月25日	1,526,300	9月25日	1,525,200
4月26日	1,476,700	5月26日	1,448,500	6月26日	1,661,300	7月26日	1,801,400	8月26日	1,416,400	9月26日	1,552,100
4月27日	1,490,000	5月27日	1,346,500	6月27日	1,600,400	7月27日	1,685,000	8月27日	1,584,700	9月27日	1,556,600
4月28日	1,414,700	5月28日	1,537,900	6月28日	1,746,800	7月28日	1,597,400	8月28日	1,604,900	9月28日	1,509,500
4月29日	1,247,100	5月29日	1,539,900	6月29日	1,604,300	7月29日	1,549,600	8月29日	1,605,600	9月29日	1,455,400
4月30日	1,326,200	5月30日	1,481,900	6月30日	1,537,000	7月30日	1,724,600	8月30日	1,577,500	9月30日	1,343,800
		5月31日	1,489,400			7月31日	1,736,200	8月31日	1,563,500		

平成13年度 1日取水量(m³/日)

日付	取水量	日付	取水量	日付	取水量	日付	取水量	日付	取水量	日付	取水量
10月1日	1,476,300	11月1日	1,491,900	12月1日	1,381,300	1月1日	1,090,300	2月1日	1,410,400	3月1日	1,421,800
10月2日	1,524,300	11月2日	1,462,800	12月2日	1,391,300	1月2日	1,113,400	2月2日	1,324,200	3月2日	1,350,200
10月3日	1,559,700	11月3日	1,289,300	12月3日	1,455,800	1月3日	1,151,700	2月3日	1,307,200	3月3日	1,357,400
10月4日	1,515,100	11月4日	1,401,900	12月4日	1,430,900	1月4日	1,279,800	2月4日	1,428,800	3月4日	1,442,100
10月5日	1,516,800	11月5日	1,430,600	12月5日	1,487,800	1月5日	1,283,800	2月5日	1,394,600	3月5日	1,378,300
10月6日	1,450,200	11月6日	1,484,800	12月6日	1,450,300	1月6日	1,311,600	2月6日	1,430,700	3月6日	1,384,400
10月7日	1,377,100	11月7日	1,488,400	12月7日	1,467,000	1月7日	1,436,700	2月7日	1,417,500	3月7日	1,433,700
10月8日	1,378,200	11月8日	1,486,600	12月8日	1,403,400	1月8日	1,397,300	2月8日	1,425,700	3月8日	1,400,400
10月9日	1,503,200	11月9日	1,470,400	12月9日	1,370,800	1月9日	1,432,600	2月9日	1,315,500	3月9日	1,326,400
10月10日	1,435,200	11月10日	1,393,900	12月10日	1,447,800	1月10日	1,435,000	2月10日	1,278,200	3月10日	1,328,500
10月11日	1,575,100	11月11日	1,379,500	12月11日	1,456,900	1月11日	1,416,500	2月11日	1,292,900	3月11日	1,450,600
10月12日	1,515,700	11月12日	1,432,100	12月12日	1,458,800	1月12日	1,370,800	2月12日	1,406,100	3月12日	1,423,500
10月13日	1,424,600	11月13日	1,534,600	12月13日	1,498,900	1月13日	1,292,100	2月13日	1,426,100	3月13日	1,423,700
10月14日	1,419,300	11月14日	1,465,200	12月14日	1,436,000	1月14日	1,322,000	2月14日	1,424,900	3月14日	1,421,800
10月15日	1,511,800	11月15日	1,475,200	12月15日	1,407,500	1月15日	1,378,000	2月15日	1,398,200	3月15日	1,396,100
10月16日	1,458,800	11月16日	1,478,200	12月16日	1,385,800	1月16日	1,388,300	2月16日	1,371,800	3月16日	1,344,000
10月17日	1,458,100	11月17日	1,407,000	12月17日	1,446,300	1月17日	1,446,800	2月17日	1,273,800	3月17日	1,338,900
10月18日	1,501,000	11月18日	1,374,900	12月18日	1,466,900	1月18日	1,407,700	2月18日	1,379,600	3月18日	1,442,700
10月19日	1,521,100	11月19日	1,454,600	12月19日	1,486,800	1月19日	1,372,900	2月19日	1,463,400	3月19日	1,441,300
10月20日	1,443,800	11月20日	1,483,200	12月20日	1,472,100	1月20日	1,329,200	2月20日	1,377,900	3月20日	1,421,600
10月21日	1,330,800	11月21日	1,495,900	12月21日	1,405,300	1月21日	1,363,600	2月21日	1,444,000	3月21日	1,300,100
10月22日	1,446,300	11月22日	1,438,000	12月22日	1,411,900	1月22日	1,397,500	2月22日	1,377,500	3月22日	1,350,400
10月23日	1,519,300	11月23日	1,379,100	12月23日	1,366,200	1月23日	1,485,100	2月23日	1,360,800	3月23日	1,358,600
10月24日	1,534,400	11月24日	1,361,900	12月24日	1,393,200	1月24日	1,409,700	2月24日	1,351,700	3月24日	1,300,800
10月25日	1,521,700	11月25日	1,381,600	12月25日	1,433,000	1月25日	1,430,100	2月25日	1,415,500	3月25日	1,422,300
10月26日	1,498,100	11月26日	1,469,300	12月26日	1,449,800	1月26日	1,313,000	2月26日	1,396,100	3月26日	1,432,000
10月27日	1,451,200	11月27日	1,470,100	12月27日	1,500,600	1月27日	1,289,800	2月27日	1,388,500	3月27日	1,361,900
10月28日	1,342,300	11月28日	1,477,300	12月28日	1,470,400	1月28日	1,441,300	2月28日	1,365,300	3月28日	1,458,800
10月29日	1,472,200	11月29日	1,454,100	12月29日	1,441,400	1月29日	1,405,100			3月29日	1,386,900
10月30日	1,517,500	11月30日	1,462,600	12月30日	1,396,100	1月30日	1,446,600			3月30日	1,375,800
10月31日	1,506,000			12月31日	1,412,200	1月31日	1,420,700			3月31日	1,352,800

※この質問に対する回答は未だ得られていない

大阪市水道局殿（再々々質問）

〔質問1〕＝次のような理解で宜しいでしょうか？

これまでに頂いた3度のご回答文、及び「平成13年度1日取水量データ」を判読・分析しました結果、私達は次のように理解しておりますが、間違い無いでしょうか？

“淀川水系流域委員会第65回委員会・審議資料2-3-2のスライドNo.10で示された「検討ケース(2)」のシミュレーションにおいて示されている20%取水制限の179日間について、大阪市の実際の水運用を考えた場合、節水PR、浄配水池運用、バルブ制限、減圧給水では対応し切れず、179日の殆んどの日において深夜(23時から翌5時まで)の時間断水を行う必要がある”

〔質問2〕＝平成6年渇水の場合との差違が極めて大きいのですが、何故でしょうか？

貴局発行の月報(平成6年11月版)によれば、戦後最大の渇水とされる平成6年渇水において20%取水制限が実施された際、大阪市においては9月10日午前10時から17日午前0時までの僅か6日間余りにおいて減圧給水が実施されただけであり、断水には全く至っておりません。更に言えば、この時に大阪市の受けた影響が如何に軽微であったかは、貴局発行の「平成6年度水道局事業年報」の中に渇水被害のことが何一つ記述されていないことから明らかです。

他方、取水制限算定の基準となる取水量についても、「検討ケース(2)」では「月別最大取水量」でしたが、平成6年9月8日開催の「第3回琵琶湖・淀川渇水対策会議」の資料によれば、この時に採用された「調整基準量」は次のように定められており、「検討ケース(2)」の場合と大差があるとは思えません。

“過去4ヵ年(平成2年～平成5年)の7月、8月及び9月並びに本年7月における1日最大取水量”

にも拘らず、今回のご回答では連夜のように時間断水が必要とされており、平成6年の大阪市の実績と比べ、その差違が余りにも大きいのですが、何故でしょうか？

〇〇 〇〇 〇〇 〇〇

※ ご多用中恐れ入りますが、12月26日までに文書にてご回答願います。

平成19年12月20日

「関西のダムと水道を考える会」
(代表) 野村東洋夫

2007. 12. 29

佐川克弘

大阪市内河川の魚類生息状況について

首記の件、下表の通りご報告いたします。

つきましては、異常渇水対策として大川の維持用水を、平素は60m³/sのところ、40m³/sに削減した場合、これらの魚類にどのような影響を与えるかご検討の上、河川管理者にご見解を示していただきたくお願いします。

また河川管理者は、私の質問に対して「淀川の維持流量は旧淀川（大川）、神崎川だけでなく本川の維持流量でもあり、また、維持流量は河川に生息する動植物を幅広く対象にしており特定の種だけを対象にしているわけではありませんので、このような事態における維持流量をどうするかについては総合的に判断する必要」があると回答しております。

（「質問・回答集」受付番号1075）

他方、私が学識経験者からお聞きしているご説明では、淀川の動植物にダメージを与えている最大の理由は、①洪水による攪乱がほとんどなくなったこと、②さらには淀川大堰の運用に伴い、淀川下流域が「ダム化」したことだと記憶しております。（城北ワンドのイタセンバラが絶滅したのではないかとされている理由も、正に上記の理由であって、河川維持流量の多寡は無関係だったのではないのでしょうか？）

いづれにしましても、維持流量を削減した場合の、貴委員会の「総合的判断」を河川管理者に示して下さい。

なお出典は大阪市都市環境局「大阪市下水道事業環境報告書」（平成17年度決算版）です。

	大川	東横堀川	堂島川	土佐堀川	安治川
ギンブナ	○	○			
ハス	○	○	○	○	
コウライモロコ	○	○			
オイカワ	○	○	○		
アユ	○				○
モツゴ	○	○	○		
スズキ	○	○	○		○
カマツカ	○			○	
マハゼ	○	○	○	○	○
ボラ		○	○	○	○
メダナ		○	○		○
ニゴイ			○		
カダヤシ			○		
コノシロ				○	

（注）上表以外に、安治川にはサツパ、ヒメハゼ（ヒナハゼ？）、セスジボラ、マコガレイが生息している。

淀川水系流域委員会殿

(川上ダム)「大阪市の水余り」こそ「アセットマネジメント」を!

平成19年12月29日

「関西のダムと水道を考える会」

(代表) 野村東洋夫

〔要旨〕

「伊賀水道の利水」および「既存ダムの長寿命化」については、「大阪市の水余り」こそがポイントであり、川上ダムに利水容量や長寿命化容量を設けるのではなく、近畿地方整備局が大阪市の協力を得て、淀川水系の既存水資源の有効活用のためのアセットマネジメントを行うことこそが、今、全国に先駆けて行うべきことである。

A. 現況

淀川下流部での「利水御三家」即ち大阪府・大阪市・阪神水道はいずれも水利権を余らせていますが、その横綱格は「大阪市」です。同市は明治28年という早い時期に、他に先駆けて水道事業を開始したことや、昭和20年代・30年代の急激な人口増に対応して水資源開発に積極的に参画したことから、現在、工水を除く上水だけで $30.976\text{m}^3/\text{s}$ (日量 268 万 m^3) という極めて大きな水利権を確保しています。これは大阪府の $25.785\text{m}^3/\text{s}$ 、阪神水道の $13.818\text{m}^3/\text{s}$ を大きく上回る淀川水系最大の水利権です。しかし大阪市民などへの給水量の方は昭和45年大阪万博の年に日量 242 万 m^3 のピークを打った後は下がり続け(→資料1)、直近の平成18年度は年間の最大値(一日最大給水量)でも $1,495,300\text{m}^3$ と、昭和45年のピーク値から92万 m^3 も減少しています。当然、淀川からの取水量も同率で低下しており、こちらは平成17年度の値ですが、1日最大取水量は $1,596,200\text{m}^3$ で(→資料2)、これは毎秒にして $18.5\text{m}^3/\text{s}$ に相当します。

大阪市が淀川に保有する水利権(上水)は前述のように $30.976\text{m}^3/\text{s}$ ですから、

$$30.976\text{m}^3/\text{s} - 18.5\text{m}^3/\text{s} = \underline{12.476\text{m}^3/\text{s}}$$

つまり大阪市は真夏のピーク時においても約 $12\text{m}^3/\text{s}$ という極めて大きな水利権を余らせているのです。これは日量にして 108 万 m^3 という途方もない量です。そしてこの傾向は、節水機器の普及や人口の高齢化などから今後も増大することはあっても、逆転することは考えられません。

ところで、この話になると河川管理者が決まって持ち出すのが例の「利水安全度」です。“近年の降水量の減少傾向”とやらを理由に、ダムなどの水源施設が実際に供給できる「実力」は水利権量の 80%程度だと言うのです。この問題は以前、流域委員会がその根拠の提示を求めたにも拘らず、河川管理者が曖昧な説明でお茶を濁したシロモノですが、仮に大阪市に対してこの利水安全度を適用した場合はどうなるのでしょうか。

$$30.976\text{m}^3/\text{s} \times 0.8 = \underline{24.78\text{m}^3/\text{s}}$$

この値と上記の平成17年度一日最大取水量 18.5m³/s とを比較しますと、その差は

$$24.78\text{m}^3/\text{s} - 18.5\text{m}^3/\text{s} = \underline{6.28\text{m}^3/\text{s}}$$

あります（日量にして約 54 万 m³）。

現在の淀川水系においてこの値が如何に大きなものであるかは、川上ダムによる三重県（伊賀水道）の開発予定水量が 0.358m³/s であることと比べれば分かります。

B、アセットマネジメント

河川管理者と大阪市はこの余剰水利権のアセットマネジメントを検討すべきです。

具体的には次の2点が考えられます。

1) 水利権の譲渡

12月27日の第67回委員会で委員から提案のあった、大阪市から三重県への水利権の譲渡です。大阪市が青蓮寺ダムに持つ水利権（1.035m³/s）の内の 0.358m³/s を有償で三重県（伊賀水道）に譲ることは、赤字に悩む大阪市の財政改善の一助となるばかりか、三重県と伊賀市の大幅な負担軽減となり、また大阪市同様、歳入不足に陥っている「青蓮寺用水土地改良区」の財政改善にもなる一石4鳥の妙案です。

2) 堆砂対策

私達の意見書（No.892）＝「（長寿命化問題）高山ダム・青蓮寺ダムについては上水の利水容量を活用すべき」で述べましたように、この両ダムについては大阪市を始めとする上記「利水御三家」の貯水池利水容量を有効利用させて貰うことで、川上ダム・長寿命化容量を上回る水位低下を得ることが出来るのですから、ここは河川管理者が積極的にリードすべきです。しかもこの場合、水利権譲渡は不要であって、非洪水期に不使用状態にある大阪市などの利水容量を活用するだけの話です。

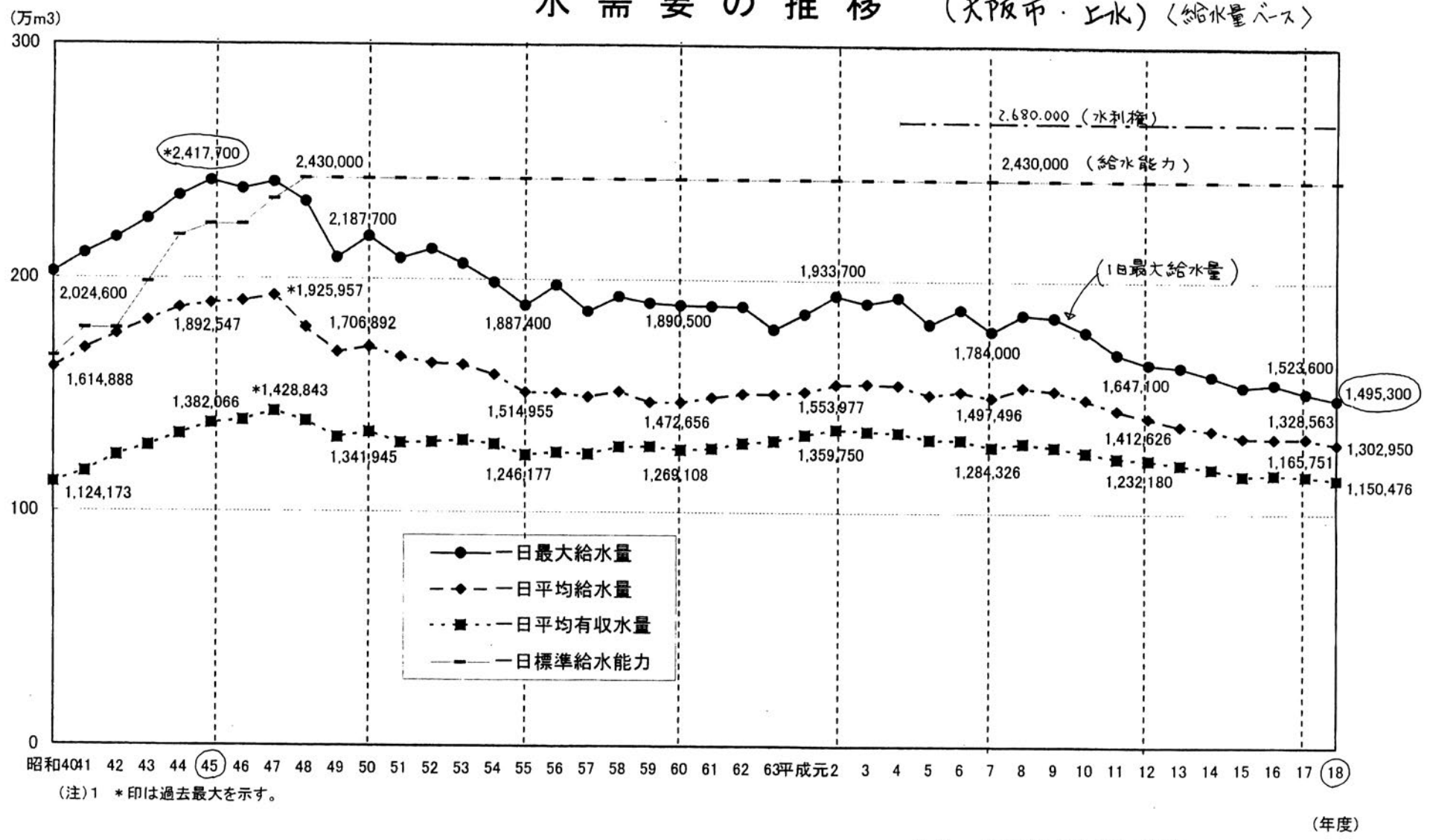
因みに、12月27日の委員会で宮本委員長から「ダムの長寿命化は利水参画団体にも便益をもたらすのだから、彼らにも応分の負担を求めるべき」との意見が出ています。至極もつともな意見ですが、しかし上記の活用案を受け入れることで、大阪市などはこの費用負担から解放されるのではないのでしょうか。

。。。。。。

以上のように、伊賀水道の利水と木津川水系既存ダムの長寿命化については、「大阪市の水余り」がポイントであり、河川管理者が今、淀川水系において全国に先駆けて行うべきアセットマネジメントは、川上ダムに利水容量・長寿命化容量を設けるのではなく、大阪市と協力を得て、淀川水系の既存水資源の有効活用を図ることです。

（以上）

水需要の推移 (大阪市・上水) (給水量ベース)



(注) 1 *印は過去最大を示す。

出典: 「大阪市水道事業概要」 (H19.10)

4 取 水

出典: 大阪市水道局事業年報 (H17年度)

(1) 月別取水量

(単位: m³)

種別 月	各 月 合 計	1 日 最 大		1 日 最 小		1 日 平 均
		日	水 量	日	水 量	
17. 4	40,468,100	25	1,420,500	3	1,230,300	1,348,937
5	41,308,200	30	1,478,800	4	1,221,200	1,332,523
6	42,754,300	27	1,575,200	11	1,282,200	1,425,143
7	45,098,700	19	* 1,596,200	3	1,294,200	1,454,797
8	44,709,000	3	1,565,100	13	1,271,300	1,442,226
9	42,590,000	2	1,549,100	11	1,248,900	1,419,667
10	42,491,800	13	1,449,200	10	1,207,200	1,370,703
11	40,733,200	7	1,458,300	6	1,188,700	1,357,773
12	42,066,100	6	1,457,700	4	1,249,800	1,356,971
18. 1	39,811,200	12	1,367,400	2	1,063,100	1,284,232
2	36,425,600	22	1,372,500	26	1,176,000	1,300,914
3	40,408,700	27	1,408,600	12	1,185,500	1,303,506
年 間	498,864,900	7/19	* 1,596,200	1/2	1,063,100	1,366,753

淀川水系流域委員会 様
国土交通省近畿地方整備局 様

川上ダム建設の目的のひとつ「利水について」

2007年12月28日
NPO法人伊賀・水と緑の会
畑中尚

近畿地方整備局の河川整備計画原案では、利水の一部があり、多目的ダムとして事業継続との方針を示されましたが、どうしても納得できません。

川上ダムの利水については、新規水資源開発として1.111ト/s 内訳 奈良県0.6ト/s 三重県 0.3ト/s 西宮市 0.211ト/s 近畿地方整備局はこのように調整しましたが、それが崩れました、すなわち、奈良県、西宮市の撤退、撤退の方向が明らかになり、三重県（伊賀市）においても40%の減量です。

川上ダムからの水資源開発は必要がなくなったと見るべきです。他の方法を考えていくことが河川法の趣旨です。何故ダム建設にこだわるのですか。

ダム建設は、自然環境が悪化するというのが全国の多くのダム建設後の教訓です。国土交通省近畿地方整備局は、当初建設にあたり、利水について調整した関係から再調整できないとの姿勢は改めるべきです。

伊賀市のみ水道用水のために川上ダム建設は道理がありません。しかも、建設費が380億円追加の総事業費1230億円とは驚きです。理解できません。

水没者対策費が一部含まれているとの報道にはあいた口がふさがりません。

近畿地方整備局の今回の事業費増額方針に心底から怒りと不信感を抱きました。

私達は、時期を同じくして伊賀市水道事業管理者に意見と疑問を送りその回答を待っているところですが、1月末頃、水道審議会にかけるといふ返事がありました。ダム建設費は決めたが付随する利水については、決めようがない。ひとえに近畿地方整備局の責任です。近畿地方整備局は川上ダム建設続行というのなら、環境・住民意見尊重・治水・利水などの諸々の課題を整理して説明責任を果たしてください。

淀川水系流域委員会委員の皆様の川上ダム建設についての集中審議に感謝しています。利水・環境について流域住民も納得する審議をお願いします。昨日(12/27)の環境を専門とする委員の発言は感動しました。

11月16日付けで伊賀市水道事業者宛てに水道事業計画に対しての意見・疑問を提出しました文書を参考資料として添付させていただきます。

伊賀市水道事業管理者 様

2007年11月16日

NPO 法人 伊賀・水と緑の会 畑中尚

伊賀市水道事業基本計画(案)について意見並びに疑問点を提出させていただきます。下記7項目についてのご見解をお聞かせください。

基本計画では、「現在3ヶ所の上水道と13ヶ所の簡易水道があります。2011年には、1ヶ所の上水道と3ヶ所の簡易水道に統合していく。2018年には、伊賀市上水道に統合する。」「さらに今後、第三者委託制度導入も検討」としています。

1. 「統合していく」についての財政計画が示されていません。「川上ダムに水源を求めていく」についても施設費・その他負担金・起債など全体の財政計画、償還年月も含めて説明してください。
2. 伊賀市の財政当局の水道事業への繰入金・全体の起債額など全体の財政見通しを公表してください。将来的には、水道事業を民間委託(?)は行政責任放棄になりませんか。

基本計画では、水道料金の統一を図るとしています。

3. 現在、一般家庭10立方メートル基本料金が840円から2,100円まで7段階の料金体系になっていますが、それぞれ統合時の上水道、簡易水道について水道料金の試算を明示してください。
4. 三重県企業庁はダムの水(浄水)1トン411円と試算しています。伊賀市は日量28,750トン必要としています。一日、1,181万円 月、35,430万円 年間42億4,900万円の水を買うことになりませんが、この負担をどうするのですか。

基本計画では、伊賀地域は豊かな自然環境に恵まれています。大阪湾に流れ込む淀川の源流域となっています。

5. 自然環境については的確に把握されていると同感します。伊賀地域をさらに自然豊かな住み良い町にしていく為に、「自然環境を破壊してまで、住民はダムに水道水を求めるのか?」この重要な点にアンケートはなんら触れられていません。なぜですか。
6. 伊賀市を全国に発信していくには、「水源のまちとして徹底して環境を守り、乱開発をやめる。」という基本理念のもとで、森林整備に力を入れ、水源涵養林の育成、農林業に若者が夢を持てる、都会から田舎に……という発信をしていくことが大切と考えます。
7. 人口推移、水需要見通し、施設の老朽化への対応、伊賀市単独のダム建設要請、など議論のあるところですが、費用対効果も水道事業管理者においては最も重要な課題のひとつです。伊賀市一般会計の財政見通しと水道事業の特別会計も密接な関係にあります。財政無視の水道行政はいずれ市民負担にはね返りませんか。

「説明」になっていない「丹生ダム補足説明」

(第69回委員会審議資料1-8異常渇水シュミレーション)

1) 肝心な野村東洋夫氏(関西のダムと水道を考える会代表)の意見に答えていない。

第68回委員会において、谷本河川部長は、宮本委員長の要望に対して「きちんとお答えしたい。」と約束しました。

私は、野村氏が示した条件でのシュミレーション結果が明らかにされることを期待しておりました。「きちんとお答え」するためには当然のことだと思ったからです。あるいは「野村氏のご質問のケースの場合の琵琶湖最低水位は-1.4m程度になるのではないかと考えられますので、異常渇水対策の選択肢の一つです。」と回答してしるべきだったのではないのでしょうか。(もしも水位が-1.4m程度でなくて、-1.5m以下になるのなら、野村氏の“勘違い”を「きちんと」説明しなければ、谷本部長は約束を果たさない人であると判断されてしまうと思います。)

2) “仮称・野村シュミレーション”は、最優先すべき選択肢。

河川管理者は、結局今回も「何ら有効な反論」を為し得ていません。反論しない以上“仮称・野村シュミレーション”は正しいと見なしてよいと考えます。ただし、このシュミレーションは(従来の渇水時の取水制限と異なり、月別最高取水実績を制限の対象としておりますので)流域住民にとっても、夜間断水などを受容することが求められています。しかしこのシュミレーションは、あくまでも60年に1回起こるであろう異常渇水、野村氏が言うように、「人生で、1回は経験するだろう異常渇水」であることを忘れてはならないと考えます。

“仮称・野村シュミレーション”の対局にある選択肢は、丹生ダムに「異常渇水対策容量」を設定しようとする案です。結論から言えば、「検討に値しない選択肢」だと考えます。何故なら生態系に悪影響をもたらすからです。百害あっても一利なしと言えるし、まして下流自治体に負担を求められてはたまったものではありません。

なお貴委員会が、どのような最終答申を決められるか分かりませんが、下流自治体に負担を求める以上、少なくともダム貯水案だけでなく“仮称・野村シュミレーション”も各自治体に示した上で、「異常渇水対策」に対する自治体の意見を求めるよう、河川管理者に要請すべきではないでしょうか。

3) 取水制限の早期化等。

①早期化。

河川管理者は、何故か「早期化=琵琶湖水位-60cmから取水制限」と決めつけています。ここでも第66回委員会参考資料1のNo.856の野村氏の質問に答えていません。ここで野村氏は取水制限を-80cmからスタートさせたらどうか質しているのです。“仮称・野村シュミレーション”において、BSL-80cmから取水制限をスタートさせたら、琵琶湖の最低水位はおそらく-1.3m程度に止まることでしょう。「きちんとお答え」して欲しいものです。

②気象予測。

これは河川管理者の言う通りだと考えます。異論はありません。

③～④夜間断水を受忍すべきか？

一生に一回、夜間断水を受忍すべきか。この設問を日本全国その他水系流域住民が聞いたなら、怒りだすのではないのでしょうか？私の知る限り、日本全国の水資源開発は、10年間に10日は基準渇水流量を下回ることを前提としています。したがって、他水系流域住民は「仮称・野村シュミレーション」以上に厳しい取水制限を受け入れざるを得ないと考えられる。淀川水系流域住民が断水を受忍するのは当然です。

なお異常渇水が何時起こるかわかりませんが、淀川水系流域の今後を占うと

イ) 水道代が値上げされ、住民は、いやでも節水に向かうと考えられる。総務省が、今般「自治体財政新基準」を決定したが、従来、別会計で処理していた上下水道を、今後は「連結赤字比率」などで判定することになった。水道会計の赤字をごまかせなくなるのだから、赤字の自治体は、いやでも水道代を値上げせざるを得なくなると思われます。住民は、いやでも節水につとめるでしょう。

ロ) 水需要は、さらに減少する。

国立社会保障・人口問題研究所の予測によれば、近畿二府四県の人口は

2005年	・・・	20,893千人
2015	・・・	20,577
2025	・・・	19,578
2035	・・・	18,147

となっています。

また最新版のTOTOのカタログをみると、超節水便器の洗浄水量は、従来、大小共13Lに対して、大6L/小5Lとなっています。今後、住宅の建て替え、あるいはリフォームに伴い、超節水便器が、どんどん普及して行くことでしょう。便器以外の機器も、さらなる節水機器が出てくることでしょう。

人口・節水機器を考慮しなくても、元来淀川水系流域住民は（他水系流域住民と比べて）水を浪費してきました。健全な水循環を取り戻すため、行政・住民が一体となって節水につとめるべきですし、節水の余地は十分すぎるほどあると考えます。

⑤維持流量の削減問題。

河川管理者は「河川維持流量は本来、河川環境の保全上必要な流量であり、例え渇水時であっても削減するべきではないと考えます。異常渇水に際して止むを得ず削減する場合であっても削減は最小限とするべきであると考えます。」と「説明」しています。私は、一般論としてはその通りだとは思いますが、1/60と言われる異常渇水対策を考える場合、「説明になっていない」と考えます。

そもそも河川管理者の問題提起の仕方が根本的に間違っています。それは琵琶湖の水位が-1.5mを1cmも下回ることを許さないからです。くどいかもしれませんが、琵琶湖開発は10年間に10日は琵琶湖水位が-1.5m以下となることを前提としていました。それを60年間に1回起こるであろう異常渇水なのに、

「水位が-1.5 m以下は絶対ダメ」と不条理な条件を持ち出しているのです。仮に琵琶湖の生き物が、-151 cm以下になると全部死滅してしまうとすれば、たとい琵琶湖開発の想定に反しても、-150 cmは“死守”すべきでしょう。しかしそれは「きちんと説明していただくことが必要」であることは、言うまでもありません。

河川管理者は、この問題を棚上げにしておいて、河川維持流量を「河川環境の保全上必要な流量」と説明になっていない「説明」をしています。棚上げは、断じて承服できません。ここで百歩、千歩、否百万歩でも譲りきれませんが、これでは前に進まないで、維持流量の削減問題に絞ります。

私が求めたい「説明」は、河川管理者のシュミレーション【検討ケース2】が許されて、何故「仮称・野村シュミレーション」が許されないのか、つまり大川12 m³/s、神崎川2 m³/s以上削減すると河川環境にどのように致命的な影響を与えるのか（逆に言えば、大川20 m³/s、神崎川3 m³/s削減することがダメという理由？）「きちんとした説明」です。もちろん、河川管理者は淀川環境委員会からもコメントを受けているでしょうから、そのコメントも開示していただきたいと考えます。万一、淀川環境委員会に維持流量の削減問題の検討を依頼していなかったとすれば「顔を洗って出直して来い。」と言うべきではないでしょうか。

以上